

平成 29 年 10 月

ご利用者の皆様

社会福祉法人 横浜共生会
しんよこはま地域活動ホーム
所長 本田 和徳

自家用車での来所について

日頃は当事業の運営にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、平成 29 年 10 月に港北警察署より当所の前の道路における車両通行に関しまして指摘を受けましたので、皆様にご報告いたします。当所の前の道路（地図赤線部）は近隣に小学校があるため、登校時間帯（午前 7 時～9 時）において「車両通行止め（車両が通行してはいけない）区間」となっている、とのことでした。

当所としては、太尾新道側からと港北スポーツセンター側からの「進入禁止」については把握しており、該時間帯においては地図青線部からの進入をご案内しておりました。しかし、10 月に入り青線部の道路上に赤線部の道路が車両通行止めであることを示す標識が新設され、該時間帯に赤線部の道路を通行する方法が一切なくなりました。

今後の対応について、管轄である港北警察署に当所事業内容や来館される方の事情などを踏まえて相談いたしました。個別に「通行禁止道路通行許可書」を申請してもらえないとの返答でした。残念なことではありますが、目の前の小学校のことを考えると複雑な心境です。

「通行禁止道路通行許可書」は申請書を警察署に提出すると、平日 3 日程で発行されます。手数料等はかかりません。今後、午前 7 時～午前 9 時にお車で来館される可能性のある方は、港北警察署にて通行許可書についてご相談いただくことをお勧めします。

ご不明な点がございましたら、ご遠慮なくお問い合わせください。お手数おかけしますが、よろしく願いいたします。

しんよこはま地域活動ホーム
TEL045-531-4400
問い合わせ先：高橋・宮下

登校時間帯（午前7時～9時）における当所周辺の車両通行規制



※ 通行禁止道路通行許可申請に必要な書類等は直接警察署にお問い合わせください。

※ 許可書申請には当所の「利用証明書」が必要となります。当所にてご用意しておりますので、許可書申請される前に当所の事務所にお立ち寄りください。